

令和5年度 第1回四街道市指定管理者選定評価委員会
(スポーツ・都市施設等合議体) 会議概要

開催日時	令和5年6月30日(金) 13:00~16:00
開催場所	四街道市役所 分館2階 入札室
出席委員	櫻井委員(会長)、伊東委員(副会長)、祁答院委員、大江委員、原委員
欠席委員	なし
事務局	契約課:星課長、岩淵係長、橋本主任主事、影山主任主事
説明者	スポーツ青少年課:仲田課長、石渡係長、山本主事 都市計画課:君塚課長、牛玖係長 土木課:松本課長、渡辺課長補佐、斑目係長、吉橋主任主事
開催形態	公開
傍聴者	0人

会議概要

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 諮問(指定管理者募集方法等審査依頼書をつけて諮問)
- 4 市長あいさつ
- 5 議事録署名人の選出(大江委員、原委員を選出)
- 6 指定候補者選定方法等について
- 7 議題
指定管理者の募集方法等の審査
 - ①四街道市温水プール
 - ②四街道市都市公園
 - ③四街道市営駐車場及び四街道市営自転車等駐車場
- 8 答申(指定管理者募集方法等審査結果通知書をつけて答申)
- 9 その他
- 10 閉会

議題 指定管理者の募集方法等の審査

①四街道市温水プール

スポーツ青少年課:(資料説明)

櫻井会長:募集方法を指名とすることだが、これは誰が決めたのか。

スポーツ青少年課:施設所管課で決めている。

櫻井会長:所管課が最終決定なのか。

スポーツ青少年課:スポーツ青少年課において起案し、教育長までの決裁を受けている。

祁答院委員:温水プールの管理をどこがやるということが決まってから、監視業務を

行う業者が決まるのか。

スポーツ青少年課：監視を行う事業者を含めて共同事業体を指名しているため、監視業務を行う事業者が決まるタイミングは変わらない。

祁答院委員：現在、共同事業体として監視業務を行っているフクシエンタープライズの評判が悪い。逆走や禁止事項をしている人の注意もされていない。

スポーツ青少年課：いただいた意見については、フクシエンタープライズは現在も監視業務を行っていることから、地域振興財団を通じて指導していく。

原 委 員：選定評価表において、なぜ価格点を10点から20点に上げて、「現状のサービスの維持」の配点を下げたのか。

事 務 局：市全体の共通事項として、価格点の配点は15点～30点とし、その範囲内で施設の性質に応じた配点としているところであり、それに基づいて設定したものである。

櫻 井 会 長：申請要項の5ページ、選定方法等において、「ヒアリングを行う場合があります」とあるが、ヒアリングを行わないことはあるのか。

事 務 局：今年度も、前回選定と同様ヒアリングを行う予定である。

祁答院委員：次期の指定期間が3年6か月であるから指名をしたいということだが、これまでも延長を繰り返してきた。次回の3年6か月の後は延長しないということか。延長する可能性があるのならば公募でもいいのではないのか。

スポーツ青少年課：次期ごみ処理施設の稼働時期に関わっており、現クリーンセンターの稼働期限が未定である。そのため、温水プールは廃止の方針であったが令和9年度まで稼働期間を延長することが、より適切であると判断した。

祁答院委員：付帯施設となっているが、クリーンセンターからお湯が供給されているという意味なのか。

スポーツ青少年課：余熱を利用している施設となる。

祁答院委員：どれくらいの余熱を利用しているのか。あまり余熱が来ていないという話もある。

スポーツ青少年課：クリーンセンターを設置したときに、付帯設備として温水プールも設置をしている経緯がある。余熱を利用する分、光熱水費が軽減される部分はあるが、それとは別に付帯設備という位置づけである。そのため、クリーンセンターの移設に伴って、温水プールの稼働を止める方針となっている。

大 江 委 員：新しいクリーンセンターができた場合は、付帯施設はどうなるのか。

スポーツ青少年課：次期ごみ処理施設の施設用地の在り方が決まっていない。次期ごみ処理施設の稼働時期が見通せない以上、温水プールをしばらくの間は稼働する必要があるのではないかという考えである。

祁答院委員：以前電気設備において大きな工事をした。また、屋根が壊れている状況である。古い施設であることから、今後大きな修繕や工事が必要となった場合は、修繕をせずに閉館なのか。それとも修繕を行い存続させるの

か。

スポーツ青少年課：修繕費用によって存続をどうするか、所管課だけでは判断できない。所管課としては、体育施設として維持したい考えはあるが、修繕費用によっては上の判断となる。現在は、次期ごみ処理施設の移設と併せて廃止という方針は決まっている。

原 委 員：3年6か月の更新ということだが、途中で稼働ができなくなった場合の指定管理料はどうなるのか。

スポーツ青少年課：稼働できない期間も含め、指定管理者との協議のうえ決定することとなる。

櫻 井 会 長：温水プールは残す方針なのか。

スポーツ青少年課：現クリーンセンターは移設の方向で話が進んでいる。次期ごみ処理施設の供用開始に併せて、温水プールは廃止と決まっている。しかし、次期ごみ処理施設の供用開始時期が見通せない状況であるため、温水プールは維持をしていくという考え方である。

原 委 員：令和10年3月31日までは新しいクリーンセンターはできないという考えで、温水プールを存続されるということか。

スポーツ青少年課：そのとおりである。

櫻 井 会 長：他に意見等はあるか。なければ、四街道市温水プールに係る指定管理者募集方法等について適否を審査する。

募集方法は「適当」とし、添付の資料に対する付帯意見は「特になし」でよいか。

委員各位：異議なし。

櫻 井 会 長：確認のとおり（原案資料に基づき指名）決定し、審査結果通知書を作成する。

②四街道市都市公園

都市計画課：（資料説明）

スポーツ青少年課：（資料説明）

櫻 井 会 長：募集方法は公募ということによいか。

都市計画課：そのとおりである。

櫻 井 会 長：募集要項に使用料収入と利用料金収入という文言があるが、何が違うのか。

事 務 局：使用料は市の収入、利用料金は指定管理者の収入となる。

祁答院委員：利用者が支払っているお金はどちらになるのか。

事 務 局：施設ごとに使用料としているか利用料金としているかについては異なるため、一概に言えないところではある。

都市計画課：都市公園においては、スポーツ青少年課で所管している体育館や多目的運動場、総合公園野球場については、利用料金で指定管理者の収入、都市計画課で所管している中央公園野球場やプール、中央公園や鷹の台公園などの

近隣公園にあるテニスコートについては、使用料ということで市の条例において定める額を市の収入としている。

祁答院委員：ボール遊びの監視員と管理人に違いはあるのか。

都市計画課：近隣公園以上の公園には管理人がいるが、監視員を兼ねることができ、子どもたちの見守りを業務として行ってもらふこととなる。

櫻井会長：指定管理者からの計画ではなく、市からの指示となるのか。

都市計画課：市として兼務をするように業務に含めた。四街道中央公園野球場、千代田近隣公園多目的広場の2か所でボール遊びを週1回できるように時間を設けているため、管理人が監視員を兼ねて見守るようにしたところである。今までは、指定管理者とは別発注で、管理人とは別に監視員をボール遊びができる時間帯に配置していたので、2人は必ずいるようにしていたのだが、兼務をするようにするということである。

櫻井会長：公募するというので、何者くらいが申請してくる予想か。以前は競争したときもあったが、仕様を見ても求められている水準が高く、競合しても現指定管理者には敵わない部分もある。

都市計画課：仕様を少なくすることは難しい状況である。実際に応募がどれだけあるのかというのは、何とも言えない状況である。この度、ボール遊びの部分を加えたところだが、市としてはこの内容を遂行できる業者に施設管理をお願いしたいと考えている。

原委員：公募だが、どこからも申請がないということはあるのか。

事務局：結果としてどうなるかは現時点ではわからないところではあるが、現指定管理者は申請するのではないかと考えている。

櫻井会長：現指定管理者はよくやっていると思うが、新しい事業者に参加してもらいたいという気持ちもある。しかし、現実的には難しいかと思う。

伊東委員：以前申請してきた事業者で、危機管理がなっていない事業者もあったが、そのようなところには管理を任せることはできない。

祁答院委員：最近、地球温暖化が進んで日中の気温が大変高くなっており、運動中に体調を崩すという話が多くなっている。そこで、四街道総合公園野球場などの運動施設について、開場開始時間を早めるなどの対応はできないか。

スポーツ青少年課：今回の仕様の開場時間については、現状の運営状況や近隣市町村を参考に設定している。いただいた意見については、今後の参考にさせていただくが、今回は資料のとおり仕様とさせていただきたいと考えている。

祁答院委員：対応しないと、大きな問題となり責任の話にもなるので、考えてもらった方がよい。

都市計画課：庭球場を所管している都市計画課としては、テニスコートは住宅街にあることが多いため、あまり朝早くに使用すると音の問題もあり、対応が難しい部分がある。

祁答院委員：特に野球場が心配である。

都市計画課：中央公園の野球場については、野球以外のイベントでも使用するところで

もあるため、その部分を加味しながら、開場時間については検討していく。

櫻井会長：他に意見等はあるか。なければ、四街道市都市公園に係る指定管理者募集方法等について適否を審査する。

募集方法は「適当」とし、添付の資料に対しての付帯意見は「特になし」でよいか。

委員各位：異議なし。

櫻井会長：確認のとおり（原案資料に基づき公募）決定し、審査結果通知書を作成する。

③四街道市営駐車場及び四街道市営自転車等駐車場

土木課：（資料説明）

櫻井会長：放置自転車の撤去作業は指定管理者が行っているのか。

土木課：指定管理者ではなく、撤去と指導については別の事業者へ委託している。注意喚起についてはシルバー人材センターに委託しており、撤去については異なる事業者へ委託している。

櫻井会長：駐輪場は指定管理者とシルバー人材センターが管理しているということか。

土木課：放置自転車関連は、別の業者に委託しており、今回は駐輪場の管理ということで指定管理を行うということとなる。

櫻井会長：駐輪場において、自転車を整理しているシルバー人材センターの人は何なのか。

土木課：それは指定管理者がシルバー人材センターにて人材を確保しているものとなる。

櫻井会長：他に意見等はあるか。なければ、四街道市営駐車場及び四街道市営自転車等駐車場に係る指定管理者募集方法等について適否を審査する。

募集方法は「適当」とし、添付の資料に対しての付帯意見は「特になし」でよいか。

委員各位：異議なし。

櫻井会長：確認のとおり（原案資料に基づき公募）決定し、審査結果通知書を作成する。

答申後、閉会